

首席指示第 48 号

令和 5 年 10 月 10 日

札幌拘置支所首席矯正処遇官

被収容者の入浴実施要領について

標記について、下記のとおり定め、実施することにしたので、遺漏なきを期されたい。

なお、令和 4 年 6 月 29 日付け本職指示第 29 号は廃止する。

#### 記

##### 1 対象者

経理係受刑者を除く被収容者（労役場留置者及び被監置者を含む。）

##### 2 入浴場所

共同入浴予定者を除き、対象者が収容された居室棟に設置された入浴場とするが、事情により他階の入浴場で実施しても差し支えない。

##### 3 入浴時間

「入浴」の開始合図から「出浴」の終了合図までの 15 分間

##### 4 入浴実施日

別途定める各月の「運動・入浴予定表」のとおり実施する。

##### 5 実施方法

(1) 入浴該当日において、運動終了後、順次、入浴を実施すること。

(2) 居室担当職員は、反目・共犯関係の被収容者のほか、接見等禁止決定中の者を他の者と接触させないように留意して入浴順番表を作成し、入浴勤務職員はこれに基づき実施すること。

面会や出廷等の不在事由や処遇要領により個別対応が必要な者については、別途処遇部門に確認すること。

(3) 入浴立会職員は、貸与したカミソリの破損等の確認を必ず行い、別途定める

支所長指示「カミソリの取扱要領等について」に基づき管理すること。

- (4) 共同入浴場における 1 回の入浴人員は 6 名以内とし、共犯関係者、反目による接触注意者等、拘禁目的を阻害するおそれのある者を同時に入浴させないこと。

また、入浴立会職員は、けんか、不正授受、不正交談等の反則行為について、厳に取り締まること。

- (5) 入浴立会職員は、被収容者がやけど及び転倒で負傷しないよう、湯水の温度の事前確認や床面の状況を確認するなど必要な確認又は指導を行うこと。
- (6) 入浴立会職員は、別途定める「運動・入浴実施記録」に入浴実施状況を記録すること。

## 6 入所者、出所者、移送対象者及び閉居罰執行者の入浴

### (1) 入所者

原則、入所日に実施する。ただし、次の場合には、直近の平日に実施するものとする。

ア 入所日が夜間、休日の場合

イ 入所手続等により、入浴が閉室点検後に及ぶ場合

ウ 入所日に前施設等で既に実施済みである場合

### (2) 移送者及び出所者

疾病等により入浴が禁止されている場合を除き、原則、移送又は釈放の前日に実施する。ただし、移送又は釈放の前日が、休日又は矯正指導日に該当する場合には、直近の平日に実施させることとして差し支えない。

### (3) 閉居罰執行者、終了者

閉居罰執行中の者及び終了者の入浴については、収容する居室棟の入浴順転により実施する。

閉居罰執行中の者のうち、裁判出廷が予定され、出発前にひげそりが必要と認め、かつ、当該被収容者が、それを行うことを希望した場合は、監督者に報告した上、適宜ひげそりを実施させて差し支えない。

## 7 その他

- (1) 入浴時の注意事項等（別図）を入浴場又は脱衣場に掲示し、入浴開始前あらかじめ被収容者に周知させた上、ひげ、もみあげ等の状況を確認し、適宜必

要な指導を行うこと。

- (2) 入浴場及び脱衣場の清掃及び消毒は、各階衛生係及び内掃修繕班において行わせる。
- (3) 居室担当職員及び入浴立会職員は、節水に努めさせ、必要以上にカランやシャワーヘッドから湯水を流したままにしたり、浴槽から湯があふれるような給湯を行わせないこと。
- (4) 本指示により難しい場合は、その都度指示する。

# 入浴時の注意事項

- 1 入浴場及び脱衣場は交談を禁止するので、遵守すること。
- 2 節水に努め、浴槽にタオルを入れないこと。
- 3 洗面器及び椅子は丁寧に扱うこと。
- 4 もみあげは、おおむね外まなじりの下部と迎球上部を結ぶ線とし、カミソリを返納する際、職員の検査を受けること。
- 5 髭ともみあげ以外は剃らないこと。
- 6 用事があれば手を挙げて職員に申し出ること。

